

五九

政教分離の指令と神宮及び皇室より

第四十九から
第五十まで

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	38-8
	140

49

昭和三十七年六月

政教分離の指令と神宮及び皇室

憲法調査会事務局

9379

は し が き

この資料は、宮内庁皇居造営主管高尾亮一氏に委嘱して、政教分離に関する総司令部の指令に基づいてとられた措置とそれが神宮および皇室の祭祀に与えた影響の概要を明らかにしたものである。

昭和三十七年六月

憲法調査会事務局

政教分離の指令と神宮及び皇室

昭和二十年八月二十九日、米本国政府からマッカーサー総司令官に対して指令された降伏初期の対日政策のなかには、すでに、

宗教上の信仰の自由は、占領とともにすみやかに宣言される。同時に、超国家主義的及び軍国主義的団体と運動とが宗教の衣を着て隠れるのを許すものでないことを、日本人に対し明らかにすべきである。

と言っている。

占領開始後、治安維持法等の廃止を要求した二十年十月四日付の「政治的、公民的及び宗教的自由制限の除去に関する総司令部覚書」においても、「宗教的自由」に対する制限を排除するために、その種のもを制限するすべての法的措置を直ちに撤廃するか、施行を停止するよう、日本政府に対し命令しているのである。

従つて国家神道が抑圧されるであろうということは、占領当初から予想されていたところであつた。その対策として二十年十月七日付終戦連絡事務局立案の「神道神社問題対策」は次のように述べている。

一、趣旨

神道ニ関スル米國側ノ方針及与論ノ動向（別添第一号十月七日華府A P電國務省極東部長談及第二号桑港放送）ニ鑑ミ速カニ我方針ヲ作製シ機ニ応ジ先方ニ提案シ以テ皇室ト神宮トノ御連繫ヲ確保シ国体ヲ擁護シ併セテ国民ノ信仰及民族ノ美風ヲ保存セントス

之カ為ニハ今ヤ支那事変以後ニ於ケル神道神社ニ対スル崇敬ノ強制神道ト軍国主義トノ連繫等ヲ廢除スルノミヲ以テハ到底米國側ヲ満足セシムルヲ得ス就中神道ハ宗派神道ノコトナリトシ宗派神道ニ関シテハ他ノ宗教ト平等ナリ等ノ議論ヲ以テ對抗シ神社ハ国ノ行政ナリトテ之カ別箇ノ取扱ヲ主張セントスルモ既ニ時期遅レナルヲ以テ此ノ際断乎トシテ明治以来ノ神社ニ対スル国家行政ヲ大幅ニ切捨ツルモノトス

二、措置要領

- (一) 神社ニ関スル国民ノ思想信仰ノ自由ヲ拘束スル事項ノ廢除
- (イ) 神宮大麻ノ拝受ヲ強要セサルコト
- (ロ) 禊神拜行事ヲ国民鍊成ノ目的ヲ以テ強要セサルコト

(ハ) 官庁学校職場ニ於ケル大祓行事ヲ勸奨セサルコト

(ニ) 学校其ノ他ノ各種団体ノ神社ニ対スル団体参拝ニ際シ拝社ヲ強要セサルコト

(ホ) 学校ニ神社又ハ神殿ヲ設ケ職員生徒児童等ノ拝社ヲ強要セシメサルコト

□ 神社ニ対スル国家的保護ノ撤廢（註一）

(イ) 神社ニ対スル国庫供進金神饌幣帛料ノ廢止

(ロ) 神宮造営費ノ廢止（法令ノ改廢）

(ハ) 神宮神職ノ官吏待遇ノ廢止

(ニ) 神社行政機関ノ改廢（註二）

□ 神社神道ノ軍国主義傾向ノ廢除

(イ) 神社及神道ノ教義及神職中軍国主義的ナルモノヲ廢除ス

(ロ) 特ニ神宮皇学館ヲ徹底的ニ改組スルカ之ヲ閉鎖ス

註(一) 皇室ト神宮トノ御關係ハ存続ヲ計ルモノトシ尙官幣大社ノ一部ハ同シク之ヲ皇室ノ祖宗祭祀ノ問題トシテ同シク存続ヲ計ル皇室ノ神宮及一部神社ニ対スル財政的援助ハ皇室費ヲ以テ賄フコトトシ国庫ノ当然負担トセス但シ議會ノ皇室費予算ニ対スル

協賛ニ当リ自発的ニ計上スルヲ妨ケサルコト勿論トス

□神祇院官制ヲ廢止シ神宮行政ハ宮内省ニ神道ニ關スル文教行政ハ文部省ニ夫々分屬セシム

右の対策中A P電國務省極東部長談として伝えられたものは左の通りである。部長はジョン・ウインセント氏であつた。

日本において神道主義は国教として廢止されることになつた。この新らしい非常措置の意味するところは、この措置が日本人各個の宗教としての神道主義に影響を与えるものではなく、神道主義がもはや政府の支持を得ないということである。

又サンフランシスコ放送では、ジャック・トーマス氏が次のように述べている。

従来日本人は神道が宗教に非ずして一の愛国的儀式であるということを主張して來つた故に、米国人が日本における宗教の自由に干渉するといふ非難を受くべきはずはない。もしも日本人が現状を押し通して行くことを欲し、かつこの古代儀式を形成した神話を温存したいと欲するならば、そうすることは自由である。しかし国費をもつて神社及び神官を存続せしむることは廢止されるべきである。

神官の地位には大變革が加えられるであろう。従来神宮は神道が国教とみなされたと同じく、法律上奉仕者として侵すべからざる地位を得て來た。――神道主義支持の除去が日本における宗教改革をもたらすか否かは、かゝつて日本人自身にある。さて、問題は国家神道が「宗教」と見ることができるかどうかにあつた。神祇院はいちはやくこれに関する見解を発表し、「神社は公法人的特殊存在にして宗教にあらざ」とした。その理由をやゝ懇切に説いているものに、高島米峰氏の文章がある。

そもそも神社は、日本国民の祖先崇敬の道德的至情の具現したものであるが、断じて宗教信仰の対象としての存在ではない。しかし祖先崇敬もまた幼稚なる一種の宗教であるといふ宗教学的見解からすれば、神社も亦宗教信仰の対象であるといふことにはなる。しかし今日、人間の知識感情の進歩した結果、仏教の如き、キリスト教の如き文明教に帰依信順するといふ時代に、たとへそれが未開時代の人心を掌握していた一種の宗教であつたとしても、今日なおそれに宗教的価値を附与するといふことは寧ろ迷信保存以外の何ものでもないといふことになるのであつて、我々日本人は最早さうした低地を徘徊すべく余りに聡明になつているのである。従つて我々現在の日本人の神社に対する感激

と敬虔とは、たゞそれが国民道德の中心としての尊敬の前に跪つくまでのことなのである。(二十年十一月十二日東京朝日新聞投稿)

しかし、こうした神道非宗教論は、当時の情勢下において一般の共鳴を得ることがむづかしかつた。神祇院の見解に対してなされた姉崎正治博士の次のような意見が、むしろ世論を代表したものと見えよう。

神社神道問題対策(二十年十月三十日)

神社神道ハ宗教ニアラズトイフ解釈ハ從來帝國政府ノ支持シ来レル所ニシテ、コノ解釈ニハ一面ノ真理アルモ、神社ニ対スル信仰竝ニ神社ニ於ケル行事ニ宗教信念ノ存スルコトモ亦争フヘカラサル事実ナリ、依テ政府ハ從來執リ来リシ神社保護ニ関スル一切ノ政策ヲ廢棄シテ、神社ニ於ケル宗教信仰及行事ハ、一切之ヲ人民各自自由ノ取捨ニ委スルコトトス、右ニ付キテ措置要領左ノ如シ

一、大麻ノ頒布、禊行事、大祓、団体参拝、官公学校ニ於ケル神殿ノ設置等ハ從來モ政府ヨリ強制シタルコトナキモ、勸誘奨励ノ結果トシテ場合ニヨリテハ強制ニ類シタルコトモアルヘシ今後ハ此等ノ勸奨懲惠等ハ政府ノ凡ラユル部門ニ於テ之ヲ行フヘカラ

サルコトトス

二、神社ニ対スル国庫供進金、神饌幣帛料、造営費ノ給与又神宮神職ノ官吏待遇、祭日ニ於ケル勅使派遣等ヲ廢止シ、此等ニ関スル法規ハ総テ之ヲ廢止ス神祇院モ之ヲ廢止ス

三、神宮及官幣大社ノ中若干ハ主トシテ皇室ノ祭事ナルヲ以テ、此等ハ宮内省ニ於テ管理スルヲ妥当トシ、政府ト分離シテ、其ノ方法範圍等ハ宮内省ノ撰択判定ニ委スヘシ

右ノ場合一般人民ニシテ右範圍ノ神宮神社ニ対シテ崇敬ヲ致サントスル者ハ個人トシテモ団体トシテモ自由ナルヘシ

四、神宮神社ニ対シテ崇敬ヲ致サントスルハ人民各自ノ自由ナルヲ以テ、其ノ為ニ氏子組合又ハ講社ノ類ヲ組織セントスルモ亦自由ニシテ、必要アラハ此ノ為ニ法規ヲ設クヘク、此ノ場合其ノ管理ハ他ノ宗教団体ト同様ニ文部省ニ於テ之ヲ行フヘシ

政府の見解も、おゝむね右の姉崎博士の意見と同様であつた。神社は特殊存在で宗教でないとする神祇院の発表した見解のごときは「独善的一方的見解ニシテ聯合國ヲ納得セシメ得サルノミナラズ、斯ノ如キ超越的存在ナラハ愈々之ヲ撲滅スヘシトノ意見トナラサル

ヲ保シ難シ。矢張り通俗的常識的ニ之ヲ一種ノ宗教（神道十三派ハ勿論宗教ナリ）ト見テ、各人自由ナル信仰ノ対象トナスヲ得ルモノトシ、シカモ皇室ニ於テハ宮中三殿ヲ奉齊スルコトニヨリテ神社宗教ヲ奉セラレルモノトスルコト局面上妥当ナリトス」としている。二十年十一月三日、米本国からマッカーサー総司令官に対して与えられた「連合国最高司令官に対する日本占領及び管理のための降伏後における初期の基本的指令」は、詳細かつ長文なものであるが、その第一部九「政治活動」の項においても、

いかなる形式にせよ、日本の軍国主義的及び超国家主義的思想と宣伝の弘布は禁止され、完全に抑圧されなければならない。貴官は、日本政府に対して国家神道施設のための財政的その他の支持を停止するよう要求しなければならない。及び、

信教の自由は、日本政府によつてすみやかに宣言されるべきである。貴官の軍事占領上の安全とその目的達成が妨げられない範囲で、かつ前記第九（い）「筆者註、上記の条項」及び（は）「筆者註、政党政治団体政治結社の統制と自由選挙の指導」に従うことを条件として、貴官は言論発表、出版及び集会の自由を保証しなければならない。

と、述べている。

かようにして、国家神道の停止に関する指令が発せられることは、もはや時間の問題となつていた。それについて述べる前に、臨時神宮祭主の逮捕について、一言触れておかなければならない。同時期における政治的雰囲気と微妙に絡んでいるからである。

二十年十二月八日、臨時神宮祭主守正王殿下（梨本宮）がその職を免ぜられた。これは同日よりさき十二月二日付をもつて、総司令部が政府に対し五十九名に上る戦争犯罪容疑者を十二月十二日までに逮捕するよう命じ、そのなかに守正王殿下も指名されていたためであつた。同殿下は昭和七年八月以来元帥府に列せられていたが実際軍機には殆んど関与していられず、この指名は奇異な感を抱かせるものであつた。たゞ同殿下が昭和十二年十月以降臨時神宮祭主を仰せつけられていたので、指名はこれに起因するものと考えられ、神道問題に対する総司令部の感覚と方針を示唆するものとして注目された。殿下は満四ヶ月の収容生活を送られたのち、二十一年四月十三日釈放された。

以上のような背景のもとに、二十年十二月十五日附をもつて「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ後援、支持、永続化、管理及伝道廃止方ニ関スル件」が指令された。この指令

は前文においてかなり激越な言葉をもつていわゆる神道理念を非難しているが、目的は「宗教ヲ国家ヨリ分離シ、政治目的ノ為ノ宗教ノ濫用ヲ妨止シ、且蔽密ニ均等ニ機会及保護ヲ享有スル資格ヲ有スル一切ノ宗教信仰及教義ヲ正確ニ同一ノ法的基礎ノ上ニ置カントスル」にあつた。指令の全文は、資料も多いことであり、煩雑にわたるので省略するが、そのうち本稿と特に関連の深い事項の要旨を挙げると、次のごとくである。

(一) 官公吏及びこれに準ずる者が、神道の後援支持弘布等に従うことを禁ずる。

(二) 神社に対して、公的財源から公的関係を設定することを禁ずる。

(三) 神宮祭祀令及び官国幣社以下神社祭祀令は廃止する。

(四) 内務省神祇院を廃止すると共に、その職務の継承も禁止する。

(五) 官公署、公立学校その他施設における一切の国家神道の表象を禁ずる。

(六) 国民は、国家神道に対する不信仰の告白又は行事への不参加により不利益を受けない。
(七) 天皇及び国民が、その「祖先、家柄及特殊ナル起原ノ故ヲ以テ」他国の元首又は国民に比較して優越しているという教義は禁ずる。

同日附をもつて、内務省神祇院官制は廃止となり、又同時に神宮司庁官制以下神宮諸官

制も廃止された。

一方宮内省においては、同年十二月二十二日、皇室令第五十九号をもつて皇室祭祀令中一部を改正、皇室儀制令については、政始の儀中一部を節略することに決定した。

改正の要点は次の通りである。

(一) 皇室祭祀令中、天皇が「皇族及官僚ヲ卒キテ」祭典を行なう規定を削除したこと。

(二) 同令中官国幣社奉幣の規定を削除したこと。

(三) 同令中「国家ノ大事」を神宮その他に奉告する規定を削除したこと。

四 皇室儀制令中「政始」の儀において、内閣総理大臣の奏上中「神宮ノ事」を奏する部分を節略したこと。

右のうち、官国幣社奉幣に関して、宮内省は翌二十一年一月二十七日次のような決定をした。

(一) 元国幣社の班幣は、これを停止せられる。

(二) 元官幣社（元別格官幣社を含む）の幣饌料は、これを改めて幣帛料の御奉納にとどめられる。

曰班幣の期日は該社の祭日に合期することを主眼として、必ずしも従来の班幣期日（祈年は二月四日、新嘗は十一月十日）に依らない。

さて上述した終戦連絡事務局の「対策」の註に記されている神宮行政を宮内省所管にするか否かの問題は、直ちに宮内省においても検討されたが、二十年十月末には神宮機構を宮内省のなかに取り入れない方がよいという意見が得られ、決定した。十一月には皇室財産の凍結指令が出て神宮維持など全く不可能となり、その後宮内省組織の大縮小、その政府機関への移行などによつて、この問題は完全に終止符を打たれてしまった。

神宮の式年遷宮は、昭和二十四年度に予定されており、政府は着々その準備を進めていたが、戦争による国民経済の疲弊によつてその実現は困難とされていた。そこへ政教分離の指令が下され、神祇院その他諸官制は全廃され、造営事業遂行は全く不可能となるに立ち至つた。そこで政府は式年造営中止の方針を内定し上奏御裁可を経、二十年十二月十五日左のような幣原総理大臣談を発表した。

聖上陛下には、国民の現状を御軫念遊ばされ、神宮御遷宮を延期し、目下施行中の御造営を中止するやうにとのお言葉を拝した。由来神宮の式年遷宮の儀は、天武天皇の御制

定に係り、国家の重事、神宮無双の大嘗として行はれて来たのであるが、民草の上を御軫念あらせられて、この式年御造営を延期すべき旨仰出されたのである。聖慮のほど唯々恐懼感激に堪へぬ。政府と致しては全力を竭して現下の急を救ひ、以て聖旨に対へ奉らんことを期している次第である。

ついで十二月二十四日内務省告示をもつて正式に公告された。

内務省告示第二百六十八号

昭和二十四年度神宮式年御造営ハ之ヲ中止セララルル旨仰出サル

昭和二十年十二月二十四日

内務大臣 堀 切 善次郎

このような情勢下においても、神宮と皇室との特別の関係は、これら一連の措置とは別個に存続するものであり、また占領軍も指令に反しない限りは、皇室の私的な信仰として神宮との関係に介入しない態度を示したので、宮内省は翌二十一年一月七日、掌典長名をもつて神宮大宮司にあてて、皇室祭祀令改正後といえども、神宮諸祭の奉幣については別段の変更を行なうことなく、またその祭式についても従来の取扱いによつて処理してさし

つかえない旨を通牒した。

二十一年二月一日、勅令第七十号が発せられて、宗教法人令に改正が加えられ、同令は神社を規制することとなり、勅令の附則をもつて、神宮以下各神社は宗教法人令に依る法人（宗教法人）とみなされることとなつた。また、同日の勅令第七十一号をもつて、神宮司庁官制その他が廃止された。

勅令第七十号の附則によれば、法人とみなされた神宮神社は規則をつくり、主管者の氏名住所と共に六月以内に地方長官に届出なければならぬ。届出をしないときには、該法人は六月の期間満了時に解散したものとみなされることになつてゐる。

神宮においては、この勅令前において、すでに神宮規則の立案に着手し、宮内省を通じて天皇陛下の御内意を伺つた。（一月二十六日）その要旨は次の二点である。

（一）大宮司の選任は勅裁を仰ぎ決定する。

（二）神宮規則中祭祀に関する重要事項の変更については勅裁を仰ぐ。

二十一年三月十二日、成案の神宮規則について、陛下の御聴許を経た。前二点の要旨のほか、祭主には皇族（後に「皇族たりし者」に改められた）を奉戴することになつてゐる。

新らしい神宮規則による神宮祭主には、房子内親王殿下（北白川宮）が、二十二年四月二十五日御就任になつた。

中止された式年遷宮は、その後民間の奉養によつて事業が進み、二十八年十月二日に皇太神宮、全月五日に豊受大神宮がそれぞれ滞りなく遷御を終えられた。

さて、新憲法施行と共に、宮内省は従来の独立皇室機関たる性格を失つて宮内府となり、総理大臣の管轄する政府機関として発足することとなつた。そのため、宮中三殿を奉養し神事を掌る掌典職は、指令との関係上、新宮内府の一部局としては存在を許されないこととなつた。

二十二年五月二日、新たに掌典職々制が勅定せられた。新掌典職は、宮内府の機構から分離されて内廷の一機関となり、新憲法施行の五月三日から発足した。天皇の私的信教としての皇室祭祀、神宮奉幣などのことを掌ることとなつたわけである。

新憲法施行と共に、皇室財産はすべて国有に移されたのであるが、宮中三殿は除外せられて皇室の私有財産とされた。また、掌典長、掌典、内掌典（女子）など神事に直接奉仕する職員は、天皇の私的使用人となつて公務員と区別せられることとなつた。神事に要す

る経費をはじめ、神事関係の施設人員に要する経費は、国費たる宮廷費、宮内府費をもつてはまかなわれず、御手元金たる内廷費をもつて処弁せられることとなり、爾来今日に及んでいる。

二十六年五月十七日貞明皇后崩御になり、その大喪儀が六月二十二日行なわれた。大喪儀の経費は国費をもつて処弁された。当時はまだ占領治下であつたので、大喪儀の儀式と指令との関係が微妙であつた。儀式は神式で行なわれ、内閣総理大臣はじめ公務員も数多く参列するわけである。占領軍と打ち合せた結果、その解釈は、葬儀はいずれの場合にも多く宗教をもつて行なわれる。もしその葬儀が故人の信仰に則して行なわれるのであれば、神道方式であろうと何であろうと支障はない、というのであつた。大喪儀はこの了解のもとに滞りなく取り行なわれた。

講和条約成立後の二十七年十一月十日、立太子の礼及び皇太子成年式が行なわれた。旧立儲令、旧成年式令に規定されているところと異なり、主儀式は神式から離れて宗教的色彩なしに運ばれたが、これは神道についての指令の影響というよりも、むしろ、宗教的色彩のなかつた立太子、元服の古制に復することを目途として方針が決定されたからであつた。